

○ 介護保険料所得段階 ○

昭島市介護保険料（令和6～8年度）

所得段階	所得段階判定基準		保険料年額（円）
1 段階	本人が住民税非課税	世帯全員が非課税 ・生活保護受給・中国残留邦人等の支援助給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が80万円以下	21,067
2 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が120万円以下	29,568
3 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が120万円超	48,048
4 段階		世帯内が課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が80万円以下	62,832
5 段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が80万円超	73,920
6 段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得額※2が120万円未満	85,008
7 段階		本人の前年の合計所得額※2が120万円以上135万円未満	88,704
8 段階		本人の前年の合計所得額※2が135万円以上210万円未満	94,618
9 段階		本人の前年の合計所得額※2が210万円以上320万円未満	110,880
10 段階		本人の前年の合計所得額※2が320万円以上420万円未満	125,664
11 段階		本人の前年の合計所得額※2が420万円以上520万円未満	140,448
12 段階		本人の前年の合計所得額※2が520万円620万円未満	147,840
13 段階		本人の前年の合計所得額※2が620万円以上720未満	170,016
14 段階		本人の前年の合計所得額※2が720万円以上800万円未満	173,712
15 段階		本人の前年の合計所得額※2が800万円以上1,000万円未満	195,888
16 段階		本人の前年の合計所得額※2が1,000万円以上1,500万円未満	214,368
17 段階		本人の前年の合計所得額※2が1,500万円以上	221,760

世帯：4月1日（賦課基準日）現在の世帯状況

※1 課税年金収入額と合計所得：土地建物の長期譲渡及び短期譲渡に係る特別控除がある場合、特別控除額を除いた金額を用います。給与所得が含まれている場合、給与所得金額から10万円を控除した額（零を下回る場合には零）を用います。

また、課税年金収入額とは、課税対象とならない遺族・障害年金などを除く課税対象となる年金のことです。

※2 合計所得：土地建物の長期譲渡及び短期譲渡に係る特別控除がある場合、特別控除額を除いた金額を用います。